

一般社団法人日本応用数学会 論文賞規程

1998年3月25日 (改訂)

2012年7月27日 (改訂)

2014年9月25日 (改訂)

2016年3月25日 (改訂)

2016年11月9日 (改訂)

2017年10月17日 (改訂)

- 第1条 この規程は、表彰委員会規程に基づき、一般社団法人日本応用数学会論文賞について定める。
- 第2条 論文賞は、日本応用数学会論文誌(以下和文論文誌と略す)、英文論文誌 **Japan Journal of Industrial and Applied Mathematics** (以下 **JJIAM** と略す) 及び **JSIAM Letters** (以下 **Letters** と略す) に掲載された論文のうち、特に優秀なものを選び、その著者に贈呈する。
- 第3条 表彰する論文は、以下に従い総合計8編以内を選ぶ。ただし、総数は事情により変更することができる。
- ① 和文論文誌を構成する“理論”、“応用”、“実用”、“ノート”の4部門、及び“サーベイ”からそれぞれ毎年1編以内、計3編以内を選ぶ。
 - ② **JJIAM** から毎年2編以内を選ぶ。
 - ③ **Letters** から毎年3編以内を選ぶ。
- 第4条 選定の対象となる論文は表彰の年度の前年の12月号まで過去3年間の間にいずれかの論文誌に掲載されたものとする。
- 第5条 表彰する論文が共著の場合は、共著者全員を表彰する。
- 第6条 論文賞は、同一著者に重ねて授与しても差し支えない。
- 第7条 和文論文の審査は和文論文誌編集委員から編集委員長を含む5名と、分野に偏らないよう理事会で推薦された4名の計9名から成る選考委員会で行なう。和文論文誌編集委員長は選考委員会の委員長を務める。
- 第8条 **JJIAM** 論文の審査は **JJIAM** 編集委員から編集委員長を含む5名と、分野に偏らないよう理事会で推薦された2名の計7名から成る選考委員会で行なう。**JJIAM** 編集委員長は選考委員会の委員長を務める。
- 第9条 **Letters** 論文の審査は **Letters** 編集委員から編集委員長を含む5名と、分野に偏らないよう理事会で推薦された4名の計9名から成る選考委員会で行なう。**Letters** 編集委員長は選考委員会の委員長を務める。

第10条 選考の対象となる論文の著者に選考委員が含まれている場合、当該論文をその選考委員による評価の対象外とする。また、当該選考委員は、当該論文に対し授賞の可能性がある限り、投票をはじめとする委員会としての意思決定時には退席し、決定に参加しないものとする。ただし、意見交換の場において当該論文以外の論文について評価を表明し意見を述べることはできる。

第11条 学会誌『応用数理』などで広く全会員から候補論文の推薦を募ることとする。その際、自薦、他薦のいずれでも良いものとする。

第12条 受賞者には、年会において、会長から賞状を授与し表彰する。あわせて、学会誌において受賞者及び受賞論文を紹介する。

第13条 本規程の改廃は理事会の決議により実施する。